



Corporate Information

ESG課題への取り組み	047
コーポレート・ガバナンス	048
JTグループの歴史	060
規制及び重要な法令	064
訴訟	067
取締役、監査役及び執行役員	068
JTIのExecutive Committeeメンバー	069
会社概要	069

Environmental, Social and Governance Initiatives

ESG 課題への取り組み

JTグループが、今後も持続的に企業価値を向上させていくためには、ESG（環境・社会・ガバナンス）課題に対して積極的に対応していく必要があると認識しています。ここでは、各ESG課題に対する主な取り組み及び社外からの評価の一部をご紹介します。

ESG

重点取り組み

環境

環境を保全することは社会的責任を果たす上で不可欠な要素であり、JTグループの事業の持続可能性を考える上でも重要です。中でも気候変動は、現在全世界が直面している最も大きな環境課題の一つです。事業の観点からも、気候変動は、葉たばこのみならず葉たばこ以外の材料品の生産においても、サプライチェーン全体に亘って主要な原材料の供給に悪影響を与えます。

我々は、2020年までの温室効果ガス排出量削減目標を策定し、達成に向けて順調に進捗しています。更に、社会やサプライチェーンに影響を与える課題に焦点を当てた長期の環境目標も開発していきます。2016年の環境実績に関する数値は、外部検証を受けた後、JTグループサステナビリティレポート FY2016で開示する予定です。

また、2020年目標を達成するために、更にエネルギー効率化プログラムを拡充し、再生可能エネルギーによる電力割合を増加させ、現場レベルの削減目標とアクションプランを本格展開していきます。

なお、JTグループは2012年から、JTグループ全体の温室効果ガス排出量と気候変動に関する情報をCDPIに開示しています。2016年には、気候変動への対応と戦略において優れた取り組みを行う企業として、最高評価である「Aリスト」(The Climate A list 2016) に初めて選定されました。



社会

多様化(ダイバーシティ)の推進

JTグループでは多様な従業員が働くことで、現在の企業文化が形成されています。多様な人財により、グローバルな競争力が育まれ、持続的成長につながります。現在、全世界で110を超える国籍の従業員が働いています。また、国籍の多様性だけでなく、従業員がそれぞれの持つ多様な個性や価値観、能力を十分に発揮し、創造性とイノベーションを生み出すことのできる職場環境づくりにも努めています。

2016年には、「新・ダイバーシティ経営企業100選」や「なでしこ銘柄」に選定されたほか、「PRIDE指標」でゴールドを獲得するなど、多様化(ダイバーシティ)推進の積極的な取り組みが評価されています。



ガバナンス

ガバナンスに関わる情報は、次のセクションをご参照ください。

SRI インデックスへの組み入れ状況

当社は、「ダウ・ジョーンズ・サステナビリティ・インデックス(DJSI)」のアジア・太平洋版である「Dow Jones Sustainability Asia/Pacific Index」の構成銘柄(www.sustainability-indices.com)に2014年から3年連続で選定されています。

また、当社はモーニングスター社会的責任投資株価指数の構成銘柄です。
(www.morningstar.co.jp/sri/list.htm)

MEMBER OF
Dow Jones Sustainability Indices
In Collaboration with RobecoSAM

意思決定・業務執行・監督

JTにおけるコーポレート・ガバナンス

当社は、コーポレート・ガバナンスを、当社の経営理念である『4Sモデル』、即ち、「お客様を中心として、株主、従業員、社会の4者に対する責任を高い次元でバランスよく果たし、4者の満足度を高めていく」ことの追求に向けた、透明・公正かつ迅速・果断な意思決定を行うための仕組みにとらえ、これまでも、コーポレート・ガバナンスを経営上の重要課題の一つと位置付けて、その充実に向けた取り組みを積極的に進めてまいりました。

また、コーポレート・ガバナンスの充実が、当社グループの中
長期に亘る持続的な利益成長と企業価値の向上につながり、

当社グループを取り巻くステークホルダー、ひいては経済・社会全体の発展にも貢献するとの認識のもと、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び取り組みについてあらためて明文化し、「JTコーポレートガバナンス・ポリシー」*として制定しております。

今後もコーポレート・ガバナンスを経営上の重要課題の一つと位置付け、不断の改善に努め、その充実を図ってまいります。

* JTコーポレートガバナンス・ポリシー全文は当社ウェブサイトをご参照ください。

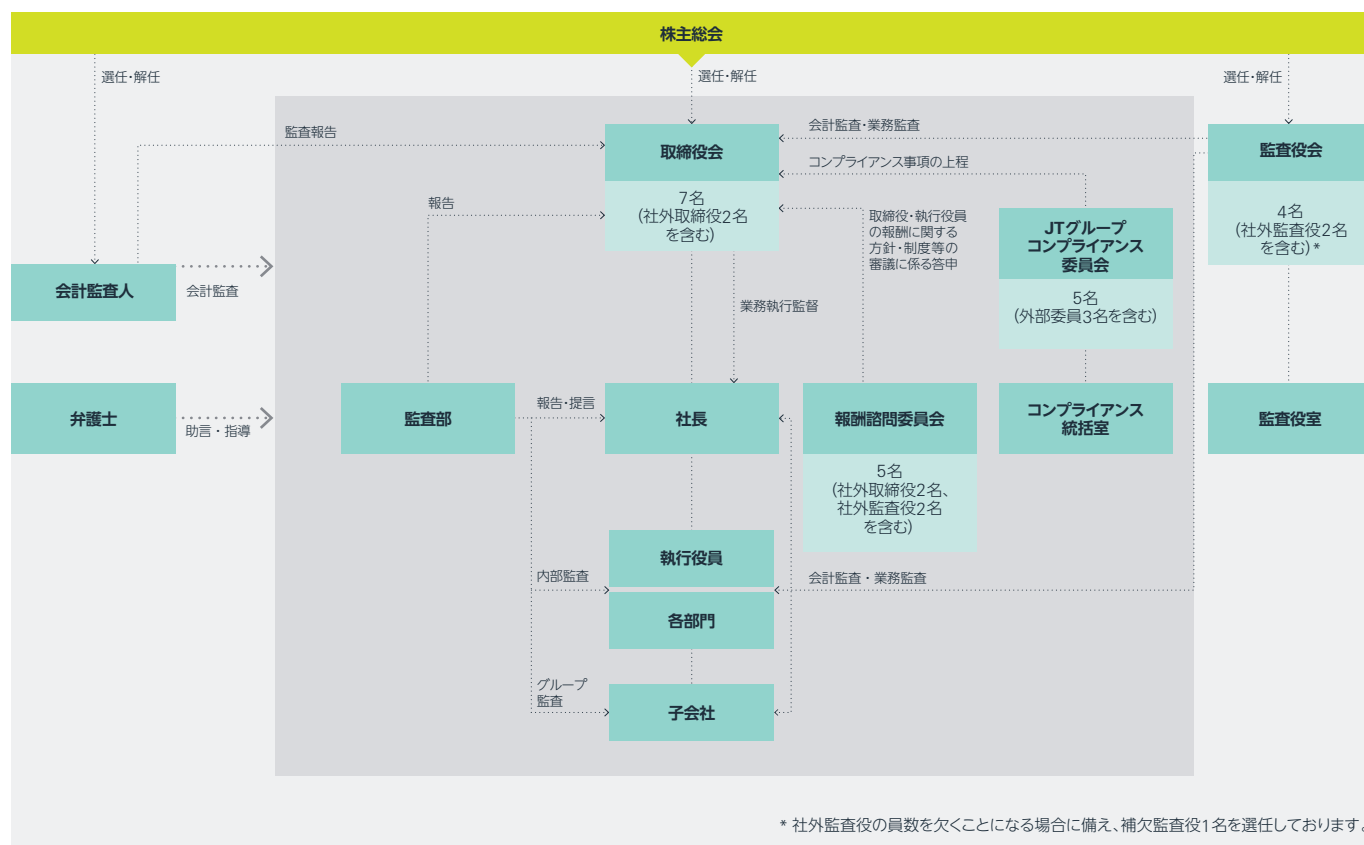
<https://www.jti.co.jp/investors/strategy/governance/index.html>

コーポレート・ガバナンス強化に向けたこれまでの取り組み

助言機能の強化	意思決定体制の整備と監督機能の強化	業務執行の効率化
コンプライアンス委員会の設置（2000年）	取締役会人数の適正化（2000年）	執行役員制度の導入（2001年）
アドバイザリー・コミティの設置（2001年）*	執行への権限委譲強化（2000年、2008年、2011年）	
報酬諮問委員会の設置（2006年）	社外取締役制度の導入（2012年）	

*2014年6月30日に廃止

コーポレート・ガバナンス体制



株主総会

株主総会は、法定事項及び定款で定めた事項に関して決議することができます。法定事項には、役員及び会計監査人の選解任、剰余金の配当、欠損補填のための行為、定款変更などが含まれます。なお、当社定款においては、法定決議事項以外の株主総会決議事項を定めておりません。定時株主総会は、毎年3月に開催され、臨時株主総会は必要に応じて取締役会決議に従い開催します。株主総会の議長は社長が務めます。

当社は、法令で認められる範囲において、定款により株主総会の決議要件の緩和を図っております。議案に対する決議は、出席した当該株主の議決権の過半数をもって決議されます。ただし、取締役及び監査役の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その過半数をもって決議する必要があります。また、会社法第309条第2項に定める定款変更などの特別決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって決議されます。

なお、総会決議事項のうち、一定の事項については、財務大臣の認可が必要になります。

日本たばこ産業株式会社法

当社は、製造たばこの製造、販売及び輸入に関する事業を営営することを目的として、「日本たばこ産業株式会社法」に基づいて設立された株式会社です。日本政府は、この法律において、常時、当社の発行済株式総数（株主総会において決議することができる事項の全部について議決権を行使することができないものと定められた種類の株式を除く。）の3分の1を超える株式を保有していなければならないこととされています。また、当社が発行する株式もしくは新株予約権を引き受けようとする者の募集をしようとする場合、または株式交換に際して株式（自己株式を除く）、新株予約権（自己新株予約権を除く）もしくは新株予約権付社債（自己新株予約権付社債を除く）を交付しようとするときは、財務大臣の認可を受けなければなりません。この法律では、財務大臣の認可を受けて、当社が製造たばこの製造、販売及び輸入の事業ならびにこれに付帯する事業のほか、に、会社の目的を達成するために必要な事業を行うことが認められています。取締役、執行役員及び監査役の選任及び解任の決議、ならびに定款の変更、剰余金の処分（損失の処理を除く）、合併、分割または解散の決議には財務大臣の認可が必要とされています。また、毎事業年度終了後3ヶ月以内に、貸借対照表、損益計算書及び事業報告書を財務大臣に提出する必要があります。

なお、2011年12月2日に公布・施行された復興財源確保法*の附則において、日本政府は、2023年3月31日終了年度までの間に、当社株式について、たばこ事業法等に基づくたばこ関連産業への国の関与のあり方を勘案し、当社株式の保有のあり方を見直すことによる処分の可能性について検討を行うこととされています。

*東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法

意思決定・業務執行・監督

取締役会

取締役会は、全社経営戦略及び重要事項の決定とすべての事業活動の監督に責任を持つ機関です。その役割・責務を実効的に果たす観点から、取締役会の構成について、以下の通り定めております。

- 取締役会は、取締役の員数は15名以内を必要かつ適切な範囲とし、企業人としての高潔な倫理観・知識・経験・能力を兼ね備えた、多様な人財により構成する。
- 当社は、監督機能の強化及び経営の透明性の観点から中長期に亘る持続的な利益成長と企業価値の向上に寄与する資質を備えた独立社外取締役に2名以上選任する。

取締役会は、原則毎月1回の開催に加え、必要に応じ機動的に開催し、会社法で取締役会の決議を要すると定められた重要な事業計画、重要な財産の処分及び譲受、多額の借財、重要な契約の締結等の決定を行うとともに、その他の重要事項を決定します。また、取締役会は、業務執行を監督するため、取締役に對し、3ヶ月に1回以上の頻度で業務執行状況の報告を義務付けています。2016年度は16回開催し、経営計画の策定等の重要事項について審議いたしました。

構成

7名(うち、社外取締役2名)

*を付している者は、執行役員を兼務しております。



丹呉 泰健
取締役会長

生年月日:1951年3月21日生
任期:2016年3月から2年
所有株式数:2,800株



小泉 光臣*
代表取締役社長

生年月日:1957年4月15日生
任期:2016年3月から2年
所有株式数:29,500株



新貝 康司*
代表取締役副社長

生年月日:1956年1月11日生
任期:2016年3月から2年
所有株式数:26,700株



岩井 睦雄*
代表取締役副社長

生年月日:1960年10月29日生
任期:2016年3月から2年
所有株式数:21,000株



宮崎 秀樹*
取締役副社長

生年月日:1958年1月22日生
任期:2016年3月から2年
所有株式数:16,600株

1974年4月

大蔵省入省

2006年10月

財務省理財局長

2007年7月

同省大臣官房長

2008年7月

同省主計局長

2009年7月

同省財務事務次官

2010年7月

同省財務事務次官退官

2010年12月

株式会社読売新聞グループ本社監査役

2012年12月

内閣官房参与

2014年4月

内閣官房参与退任

2014年6月

当社取締役会長（現任）

重要な兼職の状況

株式会社大垣共立銀行社外取締役

1981年4月

日本専売公社入社

2001年6月

当社経営企画部長

2003年6月

当社執行役員 人事労働グループリーダー

2004年6月

当社執行役員 たばこ事業本部事業企画室長

2006年6月

当社常務執行役員 たばこ事業本部事業企画室長

2007年6月当社取締役 常務執行役員
たばこ事業本部営業統括部長**2007年7月**当社取締役 常務執行役員
たばこ事業本部マーケティング&セールス責任者**2009年6月**

当社代表取締役副社長

2012年6月

当社代表取締役社長（現任）

1980年4月

日本専売公社入社

2001年7月

当社財務企画部長

2004年6月

当社執行役員 財務グループリーダー

2004年7月

当社執行役員 財務責任者

2005年6月

当社取締役 執行役員 財務責任者

2006年6月当社取締役
JT International S.A. Executive Vice President**2011年6月**

当社代表取締役副社長（現任）

重要な兼職の状況

株式会社リクルートホールディングス社外取締役

1983年4月

日本専売公社入社

2003年6月

当社経営企画部長

2004年7月

当社経営戦略部長

2005年6月

当社執行役員 食品事業本部食品事業部長

2006年6月

当社取締役 常務執行役員 食品事業本部長

2008年6月

当社常務執行役員 企画責任者

2010年6月当社取締役 常務執行役員
企画責任者 兼 食品事業担当**2011年6月**当社取締役
JT International S.A. Executive Vice President**2013年6月**

当社専務執行役員 企画責任者

2016年1月

当社専務執行役員 たばこ事業本部長

2016年3月

当社代表取締役副社長 たばこ事業本部長（現任）

重要な兼職の状況

JT International Group Holding B.V. Chairman

1980年4月

野村證券株式会社入社

2005年7月

当社経理部調査役

2006年1月

当社財務副責任者

2008年6月

当社執行役員 財務責任者

2010年6月

当社常務執行役員 財務責任者

2012年6月

当社取締役副社長（現任）



岡 素之
取締役 (社外取締役)

生年月日: 1943年9月15日生

任期: 2016年3月から2年

所有株式数: 0株



幸田 真音
取締役 (社外取締役)

生年月日: 1951年4月25日生

任期: 2016年3月から2年

所有株式数: 0株

監査役会

監査役会は、株主の負託を受けた独立の機関として、業務監査及び会計監査を行っています。経営・法律・財務・会計等の経験を有する4名の監査役で構成され、うち2名は社外監査役です。監査役は、職務を遂行するために、取締役、執行役員及び従業員に対する報告徴求権、取締役の違法行為差止請求権や、取締役と会社間の訴訟における会社の代表権、監査役会による会計監査法人の解任権などの権限を有しています。なお、業務監査、会計監査の結果は、監査報告書として株主総会に報告されます。



中村 太
常勤監査役

生年月日: 1957年11月23日生

任期: 2015年3月から4年

所有株式数: 4,800株



湖島 知高
常勤監査役

生年月日: 1953年12月19日生

任期: 2015年3月から4年

所有株式数: 0株

1966年4月

住友商事株式会社入社

1994年6月

同社取締役

1998年4月

同社代表取締役常務

2001年4月

同社代表取締役専務

2001年6月

同社代表取締役社長

2007年6月

同社代表取締役会長

2012年6月同社相談役（現任）
当社社外取締役（現任）**重要な兼職の状況**

日本電気株式会社社外取締役

1995年9月

作家として独立

2003年1月

財務省財政制度等審議会 委員

2004年4月

滋賀大学経済学部 客員教授

2005年3月

国土交通省交通政策審議会 委員

2006年11月

政府税制調査会 委員

2010年6月

日本放送協会 経営委員

2012年6月

当社社外取締役（現任）

重要な兼職の状況

作家

株式会社LIXILグループ社外取締役

株式会社日本取引所グループ社外取締役

1981年4月

日本専売公社入社

2004年7月

当社調達部長

2005年9月当社監査部調査役 出向 JT International Holding
B.V. Vice President**2009年7月**

当社経理部調査役

2010年7月

当社監査部長

2012年6月

当社常勤監査役（現任）

1976年4月

大蔵省入省

2000年7月

同省福岡財務支局長

2002年7月

当社財務グループ副グループリーダー

2004年7月

人事院事務総局職員福祉局次長

2007年4月

同院事務総局審議官

2008年1月

同院事務総局公平審査局長

2009年8月

独立行政法人国立病院機構理事

2010年11月

一般社団法人日本取締役協会事務総長

2013年6月

当社常勤監査役（現任）

意思決定・業務執行・監督

取締役及び執行役員は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合には、当該事実その他の会社の経営に関する重要な事項等について、監査役会に報告を行わなければなりません。監査役は取締役会に加えその他重要な会議に出席でき、取締役等は、監査役から重要な文書の閲覧、実地調査、報告が求められたときには迅速かつ適切に対応しております。また、内部監査を行う監査部及びコンプライアンスを統括する部署は、監査役との間で情報交換を行うとともに、連携しております。

構成

4名（うち、社外監査役2名）



今井 義典

監査役（社外監査役）

生年月日：1944年12月3日生

任期：2015年3月から4年

所有株式数：700株



大林 宏

監査役（社外監査役）

生年月日：1947年6月17日生

任期：2015年3月から4年

所有株式数：0株

社外役員の独立性

監督機能強化の観点から、当社は、社外取締役2名及び社外監査役2名の計4名を独立性の高い社外役員として、上場している証券取引所に届け出ています。当該社外役員については、取締役会で定めた「社外役員の独立性基準」に照らし、独立性を阻害する事項に該当しないことを確認しています。また、豊かな識見と高い独立性を活かすべく、社外取締役の岡取締役、幸田取締役、社外監査役の今井監査役、大林監査役は、報酬諮問委員会の委員に就任しています。

「社外役員の独立性基準」

当該独立性基準においては、当社の社外役員は、以下に掲げる事項に該当しない者とすることを定めています。

1. 当社及び当社の関連会社ならびに当社の兄弟会社に所属する者または所属していた者
2. 当社が主要株主である法人等の団体に所属する者
3. 当社の主要株主または当社の主要株主である法人等の団体に所属する者
4. 当社の主要な取引先及び当社を主要な取引先とする者（法人等の団体である場合は、当該団体に所属する者）
5. 当社の主要な借入先その他大口債権者（法人等の団体である場合は、当該団体に所属する者）

6. 当社の会計監査人または会計参与である公認会計士もしくは監査法人に所属する者
7. 当社に対し、法律、財務、税務等に関する専門的なサービスもしくはコンサルティング業務を提供して多額の報酬を得ている者（法人等の団体である場合は、当該団体に所属する者）
8. 当社から多額の寄付を受け取っている者（法人等の団体である場合は、当該団体に所属する者）
9. 最近において上記2から8のいずれかに該当していた者
10. 以下の各号に掲げる者の近親者
 - (1) 上記2から8に掲げる者（法人等の団体である場合は、当該団体において、重要な業務を執行する者）
 - (2) 当社及び当社の関連会社ならびに当社の兄弟会社の取締役、監査役、会計参与、執行役、執行役員または従業員
 - (3) 最近において (1) または (2) に該当していた者

1968年4月
日本放送協会入社

1995年6月
同協会ヨーロッパ総局長

2000年5月
同協会国際放送局長

2003年6月
同協会解説委員長

2008年1月
同協会副会長

2011年1月
同協会副会長退任

2011年4月
立命館大学 客員教授 (現任)

2011年6月
当社社外監査役 (現任)

1970年4月
司法修習生

1972年4月
検事任官

2001年5月
法務省保護局長

2002年1月
同省大臣官房長

2004年6月
同省刑事局長

2006年6月
同省法務事務次官

2007年7月
札幌高等検察庁検事長

2008年7月
東京高等検察庁検事長

2010年6月
検事総長

2010年12月
検事総長退官

2011年3月
弁護士登録

2015年3月
当社社外監査役 (現任)

重要な兼職の状況
大林法律事務所弁護士
大和証券株式会社社外監査役
三菱電機株式会社社外取締役
新日鐵住金株式会社社外監査役

社外役員のサポート体制

当社は、取締役会における審議の充実に資するよう、社外取締役に対し、経営企画部及び秘書室が連携し、取締役会に付議する議案の事前説明、各種連絡及び資料等の情報提供を行う体制を取っております。また、社外監査役が株主の負託を受けた独立の機関として会社の健全かつ持続的な成長と社会的信用の維持向上に向けて取締役及び執行役員の職務の執行を十分に監査することができるよう、情報連絡体制を整備するとともに、必要な人員を配置した監査役室を設置し、社外監査役の職務を支援する体制を取っております。

業務執行体制

当社は、変化の激しい外部環境にスピーディに対応し、全社経営を効果的かつ効率的に進め、企業価値向上に資するよう、執行役員制度を設けています。執行役員は、取締役会において選任され、責任権限規程に従い各々の領域において取締役会から委譲された権限のもと、業務を執行しています。また、取締役会に付議する事項のほか、業務全般に亘る経営方針及び基本計画に関する事項等を中心とする経営上の重要事項については、社内の責任権限に関する規程により、明確な意思決定プロセスを定め、迅速に意思決定を行える体制としています。

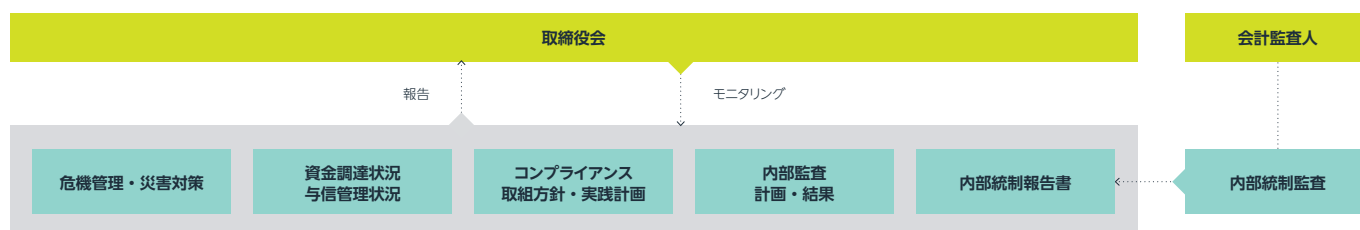
執行役員一覧は68ページをご参照ください。

内部統制及びリスクマネジメント体制

概要

当社は、コンプライアンス、内部監査、リスクマネジメント等の取り組みを通じて、適正な業務執行を維持するための体制を整えています。これらの内部統制に関する情報は、定期的に取り締役に報告されています。加えて、監査役による監査の実効性の確保に向け、専門組織を設置するなど、監査役への報告体制も整備しています。また、コンプライアンス体制（相談・通報体制を含む）、財務報告の信頼性確保体制、リスク管理体制、内部監査体制については、グループ会社と連携を図り、整備しています。

内部統制体制



コンプライアンス体制

当社は、取締役会において制定した規程に基づき、取締役及び従業員が法令、定款及び社会規範等を遵守した行動を取るための行動規範を定め、コンプライアンスの徹底を図っています。また、取締役会は、コンプライアンスの実践を公正かつ効果的に確保するため、以下の体制を構築しています。

- 取締役会に直結する審議機関としてのJTグループコンプライアンス委員会の設置
- コンプライアンス担当取締役の選定
- コンプライアンス統括室を所管する担当執行役員の選定
- コンプライアンス取組方針・実践計画等の取締役会における審議・承認
- コンプライアンス実践状況の取締役会に対する報告

コンプライアンス統括室は、コンプライアンス体制の整備・推進及び問題点の把握に努めるとともに、取締役及び従業員を対象にした各種研修等を通じて教育啓発活動を行うことにより、コンプライアンスの実効性の向上に努めています。

内部通報体制については、社内外に相談・通報窓口を設置し、寄せられた相談・通報についてはコンプライアンス統括室が内容を調査し、必要な措置を講ずるとともに、担当部門と協議の上、再発防止策を実施します。また、重要な問題についてはJTグループコンプライアンス委員会に審議を求め、必要に応じて取締役会に報告することとしています。

JTグループコンプライアンス委員会は、取締役会長が委員長を務め、外部委員を主要な構成員としています。2016年度には、3回開催し、コンプライアンス強化に向けた取り組み等について議論を行いました。

財務報告の信頼性確保体制

金融商品取引法等に基づき、財務報告に係る内部統制を整備・運用するとともに、これを評価・報告する専門の組織を設置しています。加えて、財務報告に係る内部統制の整備・運用状況については、会社が作成した内部統制報告書に関して会計監査人の内部統制監査を受けており、財務報告の信頼性が確保されています。

リスク管理体制

金融・財務リスク

金融・財務リスクについては、社内規程等を定めるとともに、四半期ごとにリスクの状況及び対策を担当執行役員が社長及び取締役会に対し報告しています。

危機管理・災害対策

危機管理及び災害対策については、対応マニュアルを定め、的確な初動対応を取れる体制を整えています。具体的には、危機や災害の発生時には、経営企画部を事務局として緊急プロジェクト体制を立ち上げ、社長の指揮のもと、関係部門の緊密な連携により、迅速・適切に対処することとしています。なお危機管理、災害対策事案については、取締役会に報告されています。

その他のリスク

その他のリスクの把握・報告については、責任権限規程により定められた部門ごとの責任権限に基づき、責任部署が適切に管理を行うとともに重要性に応じて社長へ報告し、対策の承認を得ることとしています。

JTグループのリスク情報については、38ページ「リスクファクター」をご参照ください。

内部監査体制

社長直属の組織として監査部を設置し、業務執行組織から独立した、客観的な視点から内部監査を行っています。監査部は、その責務を全うするため、当社グループのすべての活動、記録、従業員に対して制限なく接触できる権限を有しています。監査部長は、検討、評価結果について社長に対する報告義務を負うとともに、取締役会への報告を毎年行っています。また、監査部長は、当社及びグループ会社の経営者に対して定期的かつ自由に接触することができます。

取締役及び監査役の報酬

報酬の決定方法

取締役及び監査役の報酬等の額については、報酬諮問委員会での審議を踏まえ、株主総会において承認された報酬上限額の範囲内で、取締役については取締役会の決議により、監査役については監査役の協議で決定しています。報酬水準については、第三者による企業経営者の報酬に関する調査に基づき、規模や利益が同水準で海外展開を行っている国内大手メーカー群の報酬水準をベンチマーキングしています。

報酬諮問委員会

当社は、役員報酬に関する客観性、透明性を高めるために、取締役会の任意の諮問機関として報酬諮問委員会を設置しております。報酬諮問委員会は、取締役会長と4名の社外役員（社外取締役2名、社外監査役2名）により構成され、当社の取締役、執行役員の報酬の方針、制度、算定方法について諮問に応じ、審議・答申を行うとともに、当社における役員報酬の状況をモニタリングしています。2016年度は4回開催し、役員報酬の水準等について審議・答申しています。

なお、報酬諮問委員会の答申を踏まえた役員報酬の基本的な考え方は以下の通りです。

- 優秀な人財を確保するに相応しい報酬水準とする
- 業績達成の動機づけとなる業績連動性のある報酬制度とする
- 中長期の企業価値と連動した報酬とする
- 客観的な視点、定量的な枠組みに基づき、透明性を担保した報酬とする

報酬の内容

これらに基づき、役員報酬は、役員の種類によって構成は異なりますが、月例の「基本報酬」、単年度の業績を反映した「役員賞与」、中長期の企業価値と連動する「株式報酬型ストックオプション」の3本立てとしております。当該「株式報酬型ストックオプション」につきましては、株主価値の増大へのインセンティブとなる中長期の企業価値向上と連動した報酬として、2007年に導入いたしました。日本の会社法上、ストックオプションが特に有利な条件または金額で発行されることとなる場合に限り、ストックオプションについて株主総会において特別決議が必要となっておりますが、当社のストックオプションは取締役の職務執行の対価であり、無償で割り当てるものではないため、これには該当しません。

取締役の報酬構成については、以下の通りとしております。

執行役員を兼務する取締役については、日々の業務執行を通じた業績達成を求められることから、「基本報酬」「役員賞与」「株式報酬型ストックオプション」で構成しています。なお、「役員賞与」が標準額であった場合、「役員賞与」と「株式報酬型ストックオプション」の合計額の割合は、基本報酬に対して8割程度としています。執行役員を兼務しない取締役（社外取締役を除く）については、企業価値向上に向けた全社経営戦略の決定と監督機能を果たすことが求められることから、「基本報酬」及び「株式報酬型ストックオプション」で構成しています。社外取締役については、独立性の観点から業績連動性のある報酬とはせず、「基本報酬」に一本化しております。監査役の報酬構成については、主として遵法監査を担うという監査役の役割に照らし、「基本報酬」に一本化しております。

当社の取締役及び監査役に対する報酬総額の上限は、第22回定時株主総会（2007年6月）において承認を得ており、取締役は年額8億7千万円、監査役は年額1億9千万円です。また、これとは別に取締役に対して付与できる株式報酬型ストックオプション上限についても同株主総会において承認を得ており、年間800個及び年額2億円です。なお、毎期のストックオプションの割当個数については、取締役でない執行役員への割当個数を含め、取締役会において決定しています。

2016年12月31日終了年度における取締役及び監査役の報酬等は以下の通りです。

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる役員の員数 (人)
		基本報酬	役員賞与 (注1)	ストックオプション報酬 (注2)	
取締役 (社外取締役を除く)	603	316	170	117	7
監査役 (社外監査役を除く)	77	77	—	—	2
社外役員	56	56	—	—	4
計	736	449	170	117	13

注1. 役員賞与は、支給予定の額を記載しております。

2. スtockオプション報酬は、2016年12月31日終了年度に費用計上したストックオプション報酬の総額を記載しております。

2016年12月31日終了年度における連結報酬等の総額が1億円以上である取締役及び監査役の報酬等は以下の通りです。

氏名	役員区分	会社区分	連結報酬等の種類別の額 (百万円)			合計 (百万円)
			基本報酬	役員賞与	ストックオプション報酬	
小泉 光臣	代表取締役	JT	85	69	31	185
新貝 康司	代表取締役	JT	52	41	19	112

2016年12月31日終了年度における株式報酬型ストックオプションの付与人数及び個数は以下の通りです。

決議年月日	2016年6月17日
付与対象者の区分及び人数	取締役 (社外取締役を除く) 5名 執行役員 (取締役である者を除く) 18名
株式の数	取締役 (社外取締役を除く) に対し34,200株、 執行役員に対し51,800株、合計86,000株 (新株予約権1個につき200株)

History of the JT Group

JTグループの歴史

Before 1985

JTの歴史は、日本においては、1898年、政府が国産葉たばこの販売を独占的に管理する専売局を設置したことに遡ります。

海外におけるJTグループの歴史は、1784年のAustria Tabakの設立まで遡ります。その約70年後には、Tom Gallaherが北アイルランドにて事業を始め、ギャラハーの基礎を築きました。また、1874年には後にキャメルやウィンストンを創り出したRJRが米国で設立されました。

このように現在のJTグループの歴史は、オーストリア、北アイルランド、米国、日本という異なった国々に遡ることができます。JTグループは、たばこ事業において長い歴史と豊富な経験を有しています。

日本における20世紀初頭から1984年の

「日本たばこ産業株式会社法」制定に至るまでの歴史

1898年に日本政府により設置された専売局による専売制度は、1900年代前半に日本のすべてのたばこ製品と国内塩事業にまで拡大されました。そしてこの専売局は1949年6月1日、日本専売公社として改組され、たばこ専売制度等の実施主体として、たばこの安定的提供と財政収入の確保に貢献する等の役割を果たしてきました。

1970年代半ばになり、成年人口の伸び率の鈍化、喫煙と健康問題に関する意識の高まり等のため、需要の伸びが鈍化し、販売数量は横ばいで推移するに至りました。このような傾向は更に続くものと予想され、需要の構造的変化として捉えざるを得ない状況と考えられました。一方、外国たばこ企業に対する実質的な市場開放が進展し、国内市場における内外製品間の競争が展開される中で、たばこ専売制度の枠内では対応困難な諸外国からの市場開放要請が強まりました。更に、国内における公社制度に対する改革動向の中で、1981年3月臨時行政調査会が発足し、同調査会の第3次答申（1982年7月30日）において、専売制度、公社制度に対する抜本的な改革が提言されました。これを受けて政府は、制度全体の見直しを進め、

- たばこ輸入自由化を図るため、たばこ専売法を廃止するとともに、新たにたばこ事業法に関し所要の調整を図るためのたばこ事業法の制定
- たばこの輸入自由化のもと、国内市場において外国たばこ企業と対等に競争していく必要があることから、日本専売公社法を廃止するとともに、公社を合理的企業経営が最大限可能な株式会社に改組し、必要最小限の公的規制を規定する日本たばこ産業株式会社法の制定

を中心とするいわゆる専売改革関連法案として法案化し、これら法律案は、第101回国会において、1984年8月3日に成立し、同年8月10日に公布されました。続く1985年4月に日本専売公社の事業と資産がそのまま移管される形でJTが設立されました。

JTは、日本の商法のもと、
日本たばこ産業株式会社法によって、
1985年4月に設立された株式会社です。

1784

Austria Tabak が Joseph II 皇帝により
設立される

1857

Tom Gallaher が事業を始める（北アイ
ルランドのロンドンデリー）

1874

RJR が Richard Joshua Reynolds に
よってノースカロライナのウィンストン
で設立される

1879

「ソプラニー」が世界で最も古いたばこ
ブランドとしてロンドンで登記される

1891

モスクワをベースとした Ducat 工場が
設立される

1898

日本専売局が国内葉たばこの独占販売
のために設置される

1913

「キャメル」が発売される

1931

セロハンがたばこの鮮度を保つために
RJRによって導入される

1949

日本専売公社が設立される

1954

「ウィンストン」が発売される

1955

ギャラハーがベンソン&ヘッジスを買収
する

1956

「セーラム」が発売される

1957

国産初のフィルター付き製造たばこ
「ホープ（10）」が発売される

1964

「シルクカット」が発売される

1968

ギャラハー が American Tobacco
Companyに買収される

1969

国産初採用のチャコールフィルター付き
製造たばこ「セブンスター」が発売される

1977

「マイルドセブン」が発売される（日本）

1981

「マイルドセブン」が国際的に発売される

1984

「日本たばこ産業株式会社法」が制定
される

JTグループの歴史

In and after 1985

JT設立後の主な変遷は右の表の通りです。海外たばこ事業については、JTグループに加わる前のRJRナビスコ社の米国外のたばこ事業及びギャラハーの歴史が含まれています。

1985年のプラザ合意とその後の円高、1986年のたばこ増税、1987年の紙巻たばこ関税無税化と、JTを取り巻く経営環境は設立後わずか2年間で激変しました。円高が急進行する中で、増税時のJT製品の値上げ、輸入製品の据え置きないし値下げ、関税無税化時の輸入製品の値下げによって、1985年のJT発足時には60～80円程度あった当社製品と輸入製品との価格差がなくなりました。この結果、国内たばこ市場におけるJTと外国メーカーとの競争は激化し、JTのシェアは1985年度の97.6%から1987年度には90.2%まで低下しました。このような急激な経営環境の悪化に対応するべく、国内販売数量維持のための営業力の強化策を実施するとともに、コスト競争力強化のための合理化施策の実施、多角化事業の推進を図りました。

90年代に入り、国内たばこ市場における外国メーカーとの競争は一層厳しさを増し、加えて、成年人口の減少や喫煙と健康問題への関心の高まりにより、90年代後半をピークに総需要は減少しました。国内たばこ事業の経営環境が一層厳しさを増す中、更なる合理化の実施、多角化事業における選択と集中の推進、海外たばこ事業の拡大を進め、事業基盤の強化を図りました。

1999年にはRJRナビスコ社から米国外のたばこ事業を、2007年にはギャラハー社を買収し、海外たばこ事業の大幅な強化を進めました。いまやJTグループのたばこ販売数量は、海外の販売数量が国内の販売数量を上回り、グローバル・シガレット・メーカーとして着実な成長を続けています。海外たばこ事業は、「ウィンストン」「キャメル」「マイルドセブン」「メビウス」「LD」に加え、「ベンソン&ヘッジス」「シルクカット」「ソブラニー」「グラマー」「ナチュラルアメリカンスピリット」といった幅広いブランド・ポートフォリオの成長を原動力に、JTグループの利益成長の牽引役としての責務を果たしています。

1985

4月

日本たばこ産業株式会社設立（日本のたばこ市場が海外メーカーに開放される）

新規事業の積極的展開を図るため事業開発本部を設立

その後1990年7月までの間に各事業の推進体制強化のため、同本部を改組し、医薬、食品等の事業部を設置

1987

4月

輸入紙巻たばこの関税無税化

1988

10月

コミュニケーション・ネーム「JT」を導入

1992

Manchester Tobacco Company Ltd.（英国）を買収する

AS-Petro（ロシア）を買収する¹

1993

9月

医薬事業研究体制の充実・強化を図るため、医薬総合研究所を設置

1994

10月

政府保有株式の第1次売り出し（394,276株、売却価格：143万8千円）

東京、大阪、名古屋の名証券取引所市場第一部に株式を上場

11月

京都、広島、福岡、新潟、札幌の名証券取引所に株式を上場

Yelets（ロシア）を買収する¹

1995

5月

本社を東京都品川区から東京都港区に移転

「Peter I」が発売される¹（ロシア）

1996

6月

政府保有株式の第2次売り出し（272,390株、売却価格：81万5千円）

Tanzanian tobaccoの生産設備を買収する¹

1997

4月

塩専売制度廃止に伴い、当社の塩専売事業が終了

たばこ共済年金を厚生年金に統合

American Brandsがギャラハーをスピノフし、ギャラハーはロンドンとニューヨークの株式市場に上場する²

1998

4月

（株）ユニマットコーポレーション（現「（株）ジャパンビバレッジホールディングス」）と清涼飲料事業での業務提携に関する契約を締結

その後、同社の発行済株式の過半数を取得

12月

鳥居薬品（株）の発行済株式の過半数を、公開買付により取得

1999

5月

米国のRJRナビスコ社から米国外のたばこ事業を取得

7月

旭フーズ（株）等子会社8社を含む旭化成工業（株）の食品事業を取得

10月

鳥居薬品（株）との業務提携により、医療用医薬品事業における研究開発機能を当社に集中し、プロモーション機能を鳥居薬品（株）に統合

「LD」が発売される（ロシア）²

1 RJRナビスコ社の米国外のたばこ事業がJTグループに加わる前の主なトピックです。

2 ギャラハーがJTグループに加わる前の主なトピックです。

2000

Liggett-Ducat (ロシア)を買収する²

2001

Austria Tabakを買収する²

2003

10月

経営の選択肢の拡大に向けて、自己株式を取得 (45,800株)

2004

6月

政府保有株式の第3次売り出し (289,334株、売却価格: 84万3千円) により政府の保有義務が及ばない株式についての売却が終了

11月～2005年3月

経営の選択肢の拡大に向けて、自己株式を取得 (38,184株)

2005

4月

「マルボロ」製品の日本国内における製造及び販売、商標を独占的に使用するライセンス契約の終了

6月

CRES Neva Ltd. (ロシア)を買収する
「グラマー」が発売される (ロシア、ウクライナ、カザフスタン)²

2006

4月

投資家層の拡大を図ることを目的として、1株につき5株の割合で株式を分割 (効力発生日: 4月1日)

5月

AD Duvanska Industrija Senta (セルビア)を買収する

2007

4月

ギャラハー社の発行済株式のすべてを取得

2008

1月

(株)加ト吉の発行済株式の過半数を、公開買付により取得

4月

富士食品工業 (株) の発行済株式の過半数を取得

7月

加工食品事業・調味料事業を加ト吉グループに集約

2009

5月

JTI が設立 10 周年を迎える

6月

JTI Leaf Services(US)LLCを設立する

10月

葉たばこサプライヤーのKannenberg & Cia. Ltda. (ブラジル) 及び Kannenberg, Barker, Hail & Cotton Tabacos Ltda. (ブラジル)を買収する

11月

葉たばこサプライヤーのTribac Leaf Limited (英国)を買収する

2010

1月

(株)加ト吉の社名をテーブルマーク(株)に変更

5月

無煙たばこ「ゼロスタイル・ミント」が発売される

2011

3月

株主還元策の一環として、自己株式を取得 (58,630株)

11月

Haggar Cigarette & Tobacco Factory Ltd. (北スーダン)及びHaggar Cigarette & Tobacco Factory Ltd. (南スーダン)を買収する

2012

7月

投資家層の拡大を図ることを目的として、1株につき200株の割合をもって株式分割を実施。同時に、単元株式数を100株とする単元株制度を採用

8月

ベルギーに本社を置くFine CutメーカーGryson NVを買収

2013

2月

日本国内において「マイルドセブン」が「メビウス」に名称変更

2-3月

政府保有株式の第4次売り出し (333,333,200株)

JTは2月27日にToSTNaT-3により86,805,500株の自己株式を取得、このうち80,071,400株を政府から取得

JTによる自己株式取得を除く253,261,800株の政府保有株式の売り出し (3月)

3月

エジプトの大手水たばこ会社、Al Nakhla Tobacco Company S.A.E. 及び Al Nakhla Tobacco Company-Free Zone S.A.E. を買収

5月

JT初のオリジナル新薬 (エルビテグラビル) を含む「スタリビルド配合錠」(HIV感染症)の国内販売開始

12月

ロシア大手物流会社のMegapolisに出資

2014

4月

テーブルマークが持株会社を設立

10月

減感作療法 (アレルゲン免疫療法) 薬「シダトレンスギ花粉舌下液」の国内販売開始

11月

大手電子たばこ会社Zandera社 (英国)を買収する

2015

2-3月

株主還元策の一環として、自己株式を取得 (26,896,200株)

7月

米国大手電子たばこ会社Logic社を買収

当社飲料自販機オペレーター事業子会社の株式譲渡及びJT飲料ブランド「Roots」「桃の天然水」を譲渡。その後2015年9月にJT飲料製品の製造販売事業から撤退、2015年12月に飲料事業部を廃止

8月

「キャスター」「キャビン」を「Winston」にブランド統合

2016

1月

Natural American Spiritの米国外たばこ事業を買収する

7月

抗HIV薬「ゲンボイヤ®配合錠」の国内販売開始

エチオピアの大手たばこ会社National Tobacco Enterprise Ethiopia S.C. の発行済株式の40%を取得

12月

抗HIV薬「デシコビ®配合錠LT」「デシコビ®配合錠HT」の国内製造販売承認を取得

Regulation and Other Relevant Laws

規制及び重要な法令

たばこ事業

海外市場における規制

当社グループが製造たばこを販売している海外市場においても、2003年5月の世界保健機関（WHO）の第56回世界保健総会で採択され、2005年2月に発効した「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約（WHO FCTC）」（なお日本政府は2004年6月に当該条約を受諾）を契機に製造たばこの販売活動、マーケティング、包装・表示、たばこ製品及び喫煙に関する規制は増加する傾向にあります。

当該条約は、喫煙の広がりへの継続的かつ実質的な抑制を目的としており、たばこ需要減少のための価格及び課税措置についての条項、たばこ需要減少のための非価格措置についての条項等（受動喫煙からの保護、たばこ製品の含有物・排出物に関する規制、たばこ製品についての情報の開示に関する規制、たばこ製品の包装及び表示に関する規制、たばこの広告、販売促進及びスポンサーシップに関する規制等）、たばこの供給削減に関する措置についての条項等（たばこ製品の不法取引を防止するための措置、たばこ製品の未成年者への販売を防止するための措置等）を規定しています。加えて、2012年11月の同条約に係る第5回締約国会議において、たばこ製品の不法取引撲滅のための協定書も採択されています。なお、当該条約においては、各締約国の一般的義務として、たばこ規制戦略、計画及びプログラムの策定、実施、定期的な更新、及び検討を行うことが定められていますが、各締約国における具体的規制の内容・範囲・方法等は各国に委ねられています。

国・地域における規制状況

EUにおいては、2001年7月に公布された「たばこ製品指令（EU TPD）」が改正され、2014年5月に発効しております。この改正された指令は、たばこ製品の包装・表示規制の強化、メンソールを含むたばこ製品の添加物規制、電子たばこ製品関連規制等を含んでおり、EU加盟各国に対し、本指令の要求事項を担保するように自国の法律、規則及び行政規定を整備することを求めています。この改正された指令は、EU加盟各国において、法制化及び施行が進んでいます。

近年導入された規制の中で、最も注目すべきものは、プレーンパッケージ規制です。オーストラリアにおいて、世界で初めてとなるプレーンパッケージ規制が2011年に成立、2012年12月に施行されました。その後、2015年3月には、我々にとって重要なマーケットの一つである英国においても、プレーンパッケージ規制が成立し、2017年5月からはプレーンパッケージ製品以外の販売が禁止される予定です。また、フランスにおいても2016年1月にプレーンパッケージ規制が成立し、2017年1月に施行されました。加えて、その他複数の国においても同様の規制が検討されています。

また、同じく我々にとって重要なマーケットであるロシアでは、2013年2月に、受動喫煙及びたばこ消費に関する法律が成立しており、本法律の規制は2013年6月から2017年にかけて段階的に導入されているところです。この法律には、たばこ製品の陳列規制、一部店舗での販売を禁止する販売規制、広告・販促・スポンサーシップの禁止、最低小売価格の設定、公共の場所における全面的喫煙禁止が含まれています。

将来における販売活動、マーケティング、包装・表示、たばこ製品及び喫煙に関する法律、規則及び業界のガイドラインの正確な内容を予測することはできませんが、当社グループは、製品を販売する国内及び海外において上記のような規制または新たな規制（地方自治体による規制を含む）が広がっていくものと予測しています。

日本市場における規制

たばこ事業法、関連法令及び業界自主規準は日本国内における製造たばこの販売及び販売促進活動に関する規制を設けており、この規制には広告活動や製造たばこの包装に製造たばこの消費と健康の関係に関して注意を促す文言を表示することも含まれています。

2003年11月、たばこ事業法施行規則が改正され、製造たばこの包装に表示するたばこの消費と健康に関する注意文言等の見直しが行われ、2005年7月以降、すべての国内向け製造たばこが改正後の規則に従って販売されています。また、財務大臣は、たばこ事業法に基づき、「製造たばこに係る広告を行う際の指針」を示しており、同指針は2004年3月、より厳格な内容に改正されました。一般社団法人日本たばこ協会も広告及び販売促進活動等に関する自主規準を設けており、当社を含む会員各社は、これを遵守しています。なお、2016年には、財務省において、注意文言表示及び広告規制のあり方に関する検討が開始されており、今後も、具体的な規制について更なる検討が行われるものと認識しております。

更に、近年、受動喫煙防止の観点からは、国内においてレストランやオフィスビルを含む公共の場所等における喫煙が、施設管理者に対し努力義務を課した健康増進法等の影響により制限されるケースが増加しています。加えて、2016年1月より、政府において受動喫煙防止対策強化の検討が進められているものと承知しております。

たばこ事業法について

製造たばこの特定販売業者（自ら輸入した製造たばこの販売を行う者）と卸売販売業者は、財務大臣の登録を受ける必要があります。製造たばこの小売販売業者は、財務大臣の許可を受ける必要があります。小売販売業者は、当社の製造する製造たばこ及び特定販売業者の輸入する製造たばこについては、財務大臣の認可を受けた小売定価によらなければ販売してはならないとされています。財務大臣は、消費者の利益を不当に害することになると認めるとき等を除き、申請された小売定価を認可しなければならないとされています。

当社の国内産葉たばこの買入れについては、たばこ事業法に基づき、国内の耕作者と毎年たばこの種類別の耕作面積ならびに葉たばこの種類別及び品位別の価格を定めた葉たばこの買入れに関する契約を締結し、当社は、この契約に基づいて生産された葉たばこについては、製造たばこの原料の用に適さないも

のを除き、すべて買い入れる義務があります。当社がこの契約を締結しようとするときは、耕作総面積及び葉たばこの価格について、国内の耕作者を代表する者及び学識経験のある者のうちから財務大臣の認可を受けた委員で構成される「葉たばこ審議会」に諮った上、その意見を尊重することとされています。他の多くの国内農産物と同様に国内産葉たばこの生産費は外国産葉たばこの生産費に比して高いため、国内産葉たばこ（再乾燥前）の買入価格も、外国産葉たばこ（再乾燥済み）に対し約3倍と割高となっています。

なお、2003年11月、たばこ事業法施行規則が改正され、製造たばこの包装に表示するたばこの消費と健康に関する注意文言の見直しが行われました。加えて、「マイルド」「ライト」等の用語を使用する場合には、消費者にたばこの消費と健康との関係に関して誤解を生じさせないため、それらの用語は健康に及ぼす影響が他のたばこと比べて小さいことを意味するものではない旨を明らかにする文言をそれらの用語を使用しているたばこの包装に表示しなければならないとの規定が設けられています。2005年7月1日から、製造たばこの販売に際しては、これらの規定に従っています。

マーケティングにおける自主規制について

JTグローバルマーケティング原則

当社グループは、事業を運営する各国の規制を遵守するとともに、「JTグローバルマーケティング原則」に基づき事業を遂行しています。本原則は、たばこ製品について責任あるマーケティング活動を実施していくことが重要であるとの認識を踏まえ、広告販促活動や注意文言の表示等についてのJTの考え方を記したものです。また、未成年者喫煙防止は社会全体で取り組む必要のある課題であると認識しており、本原則に基づき、適切な事業運営及びマーケティング活動を行うとともに、政府や関係団体等と連携して未成年者喫煙問題に向けた様々な取り組みを行っています。

詳しくは、当社グループウェブサイトをご参照ください。

医薬事業

日本及び世界の主要な市場において、医薬品の研究・開発・製造・販売等は非常に厳格に規制されています。更に近年、安全性要求の高まりを背景として、世界的に新薬の承認審査がますます厳格化してきており、より多くの被験者で十分に時間をかけて安全性を見極める必要があることから、臨床試験の大規模化・長期化が進んでいます。一方で、承認申請に必要な資料の質・量ともに国際的な共通化が進められ、開発の効率化や経費削減につながるデータの国際的相互利用を企図した医薬品の開発が盛んに行われています。

日本においては、医薬品の製造販売は「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下、薬機法）」により、厚生労働省、または関連する都道府県知事の規制対象となっています。医薬品製造販売業者は、都道府県から5年毎に製造販売業許可を取得することが、薬機法により定められています。また、医薬品製造販売業者は、各医薬品について、製造販売承認を厚生労働省より取得することが定められています。

更に日本では国民皆保険制度のもと、保険医療に使用できる医療用医薬品の品目と薬価（公定価格）が定められています。薬価は、医療費抑制策の一環として、通常2年に1回程度引き下げられています。

加工食品事業

加工食品事業においては、食品の製造販売業者として、主に食品安全基本法、食品衛生法、食品表示法を含む法規制の対象となっています。

食品安全基本法は、食品関連業者について、食品供給行程の各段階において食品の安全を確保するための必要な措置を講じることがその責務と定めるほか、事業活動に係る食品その他の物に関する正確かつ適切な情報提供に努めなければならないとしています。また、食品衛生法は、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止することを目的としており、食品等事業者は、食品、添加物、器具または容器包装について自らの責任においてそれらの安全性を確保するために、知識及び技術の習得、原材料の安全性確保、自主検査の実施その他必要な措置を講じるよう努めなければならないとしています。更に、食品表示法に基づき、アレルゲンや賞味期限、原材料、原産地など販売の用に供する食品に関する表示の基準（いわゆる食品表示基準）が定められ、食品関連事業者等はこの基準に従った表示をしなければならないとされています。

これらの関連法令を遵守・徹底することはもちろんのこと、高いレベルの安全管理を推進すべく「食品安全 (Food Safety)」「食品防御 (Food Defense)」「食品品質 (Food Quality)」「フードコミュニケーション (Food Communication)」の4つの視点から取り組んでいます。

Litigation

訴訟

当社グループは、喫煙、たばこ製品のマーケティングまたはたばこの煙への曝露から損害を受けたとする訴訟の被告となっています。喫煙と健康に関する訴訟については、当社グループを被告とする訴訟、またはRJRナビスコ社の米国外の海外たばこ事業を買収した契約に基づき当社が責任を負担するものを合わせて、連結決算日現在20件係属しています。当社グループは、将来においても喫煙と健康に関する同様の訴訟が提起される可能性があるものと考えています。

また当社グループは、喫煙と健康に関する訴訟以外の訴訟においても被告となっています。当社グループが被告となっている主な訴訟については、有価証券報告書の連結財務諸表注記「39. 偶発事象」をご参照ください。今後も当社グループを当事者とした訴訟が発生し、係属する可能性があります。

今日までのところ、当社グループは喫煙と健康に関する訴訟において一度も敗訴しておらず、また和解金を支払ったこともありませんが、当社グループは係争中のまたは将来の訴訟がどのような結果になるのか予測することはできません。喫煙と健康に関する訴訟が否かにかかわらず、これらの訴訟が、当社グループにとって望ましくない結果になった場合に、当社グループの業績または製造たばこの製造、販売、輸出入等に悪影響を及ぼす可能性があります。

カナダにおいては、連結決算日現在、JTI-Macdonald Corp. 社及び当社の被補償者（RJRナビスコ社のグループ企業）に対し、カナダ各州政府により提起された10件の医療費返還訴訟が係属中です。またカナダでは喫煙に起因する損害を被ったとしてその賠償を求める8件の集団訴訟も係属中であり、そのうち6件は現在手続停止中です。なお、これらの訴訟の一部には請求額が数兆円規模のものもあります。当社グループは、これら一連の請求に対して、その根拠等を十分に精査した上で、必要なあらゆる手段を尽くして対処していく所存です。

ここ最近数十年の間に、米国において、多数かつ大規模な喫煙と健康に関する訴訟がたばこ製造業者に対して提起され、巨額の陪審評決が下される等の状況が見られます。当社グループは米国におけるこれらの訴訟の被告とはなっておらず、また補償義務も負っておりません。当社が1999年にRJRナビスコ社から取得した事業及び2016年1月にReynolds American Inc. グループから取得したNatural American Spirit事業には米国たばこ事業は含まれておらず、また過去及び現在においても当社グループの米国たばこ事業の規模は小さく、米国内における喫煙と健康に関する訴訟のリスクは小さい状況にあるため、米国における訴訟状況が当社グループの事業に対し近い将来において重大な悪影響を及ぼすことはないと考えています。

なお、当社グループは、2015年に買収したLogic社を通じ、米国において電子たばこ事業を行っておりますが、現在米国において電子たばこによる慢性的な健康影響を争点とした訴訟はないと認識しています。一方、広告宣伝上の訴求やパッケージ上の表示が消費者の誤認を招く等として、損害賠償や警告表示の刷記等を求める訴訟が電子たばこ会社に対し提起されておりますが、連結決算日現在、これらの訴訟において当社グループが被告となっているものはありません。

米国・カナダをはじめその他諸外国における他のたばこ会社の訴訟についても、当社はたばこ会社として当然多大な関心を持ち、今後の動向を注視してまいります。

Members of the Board, Audit and Supervisory Board Members, and Executive Officers

取締役、監査役及び執行役員

(2017年3月24日現在)

取締役

取締役会長
丹呉 泰健

代表取締役社長
小泉 光臣

代表取締役副社長
新貝 康司
岩井 睦雄

取締役副社長
宮崎 秀樹

取締役
岡 素之*
幸田 真音*

* 取締役 岡 素之及び幸田 真音は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。

監査役

常勤監査役
中村 太
湖島 知高

監査役
今井 義典*
大林 宏*

* 監査役 今井 義典及び大林 宏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。

執行役員

社長
小泉 光臣
CEO

副社長
新貝 康司
副CEO、コンプライアンス・総務・法務・人事・企画・IT・ビジネスディベロップメント・監査担当

岩井 睦雄
たばこ事業本部長

宮崎 秀樹
財務・CSR・コミュニケーション担当

専務執行役員
千々岩 良二
コンプライアンス・総務担当

佐々木 治道
たばこ事業本部 国内たばこ事業プレジデント

常務執行役員
山下 和人
たばこ事業本部 中国事業部長

前田 四郎治
たばこ事業本部
マーケティング&セールス責任者

執行役員
福地 淳一
たばこ事業本部 渉外企画室長

嶋吉 耕史
たばこ事業本部 事業企画室長

柴山 武久
たばこ事業本部 R&D 責任者

大友 平和
たばこ事業本部 製造責任者

小倉 健資
たばこ事業本部 原料責任者

藤本 宗明
医薬事業部長

大川 滋紀
医薬事業部 医薬総合研究所長

見浪 直博
財務責任者

永田 亮子
CSR担当

山田 晴彦
法務担当

廣渡 清栄
人事担当

前田 勇気
企画・IT 担当

筒井 岳彦
ビジネスディベロップメント担当

中野 恵
コミュニケーション担当

菊池 孝徳
総務担当

Members of the JTI Executive Committee

JTIのExecutive Committeeメンバー

(2017年4月1日現在)

Eddy Pirard

President and Chief Executive Officer

Masamichi Terabatake 寺畠 正道

Deputy CEO, Executive Vice President
Emerging Products & Corporate Strategy

Roland Kostantos

Chief Operating and Financial Officer

Wade Wright

Senior Vice President
Legal & Scientific Regulatory Affairs

Howard Parks

Senior Vice President
Human Resources

Bilgehan Anlas

Senior Vice President
Global Supply Chain & Global Leaf

Antoine Ernst

Senior Vice President
Marketing and Sales

Stefan Fitz

Regional President
Asia Pacific

Marchant Kuys

Regional President
Americas

Hiroyuki Miki 三木 啓介

Senior Vice President
Research & Development

Jorge da Motta

Regional President
Middle East, Near East, Africa,
Turkey and World Wide Duty Free

Kevin Tomlinson

Regional President
CIS+

Daniel Torras

Regional President
Central Europe

Vassilis Vovos

Regional President
Western Europe

Corporate Data

会社概要

本社

〒105-8422

東京都港区虎ノ門二丁目2番1号

電話：(03) 3582-3111 (代表)

Fax: (03) 5572-1441

URL: <https://www.jti.co.jp/>

設立

1985年4月1日

資本金

1,000億円

JT International S.A.

8, rue Kazem Radjavi

1202 Geneva

Switzerland

電話：41-22-7030-777

Fax: 41-22-7030-789

URL: <http://www.jti.com/>